

第五一回

参第三号

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律（案）

（身体障害者福祉法の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 福祉の措置（第十三条 第二十六条）」を

「第二章 福祉の措置

第一節 更生の援助等（第十三条 第二十六条の七）

第二節 雇用の促進（第二十六条の八 第二十六条の十）」

に、「（第三十九条 第四十八条）」を「（第三十九条 第四十八条の二）」に改める。

第一条を次のように改める。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、身体に障害のある者につき、その更生を援助し、必要な保護を行なうとともに、職業の安定のための必要な措置を講じ、もつて身体に障害のある者の福祉を図ることを目的とする。

第二条中「すべて身体障害者」を「身体に障害のある者」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の二 国及び地方公共団体は、身体に障害のある者の福祉を増進する責務を有する。

（税制上の特別措置）

第二条の三 国は、身体に障害のある者の福祉を増進するため、税制上特別の措置を講ずるように努めるものとする。

（障害年金制度の充実）

第二条の四 国は、身体に障害のある者の生活の安定を図るため、障害に関する年金の制度の充実に努めるものとする。

（関係職員の協力義務）

第二条の五 この法律及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、身体に障害のある者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行なわれるように相互に協力しなければならない。

第三条中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2 この法律において、「重症身体障害者」とは、身体障害者であつて、政令で定める重い障害があり、かつ、自立更生が著しく困難であるものをいう。

第五条第一項を次のように改める。

この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、^し肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、結核後遺症者更生施設、重症者療護施設、身体障害者授産施設、コロニー施設、宿所提供施設、補装具製作施設、点字図書館及び点字出版施設をいう。

第六条第一項中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

第七条第三項中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

第九条の二第一項中「都道府県」の下に「及び市町村」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を次のように改める。

3 身体障害者福祉司は、身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）に定める身体障害者就職指導官に対し、当該身体障害者の就業能力に関し、自ら、又はその求めに応じて必要な意見を述べることができる。

4 身体障害者福祉司は、現に就職している身体障害者に係る事業場の作業設備の改善等につき、身体障害者就職指導官に対し、身体障害者雇用促進法に定める措置をとるべきことを求めることができる。

第十条第四号中「卒業した者」を「卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

4 身体障害者更生相談所には、必要に応じ、宿泊所を附置することができる。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（身体障害者更生相談員）

第十一条の三 都道府県に身体障害者更生相談員を置く。

2 身体障害者更生相談員は、身体に障害のある者に対し、相談に応じて、その更生に必要な指導を行なう等身体に障害のある者の福祉の増進に努めるものとする。

3 身体障害者更生相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する職務を行なうに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 身体障害者更生相談員は、非常勤とする。

5 身体障害者更生相談員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力しなければならない。

第十二条の二中「身体障害者福祉司」の下に「、身体障害者更生相談員」を加える。

「第二章 福祉の措置」を

「第二章 福祉の措置

第一節 更生の援助等」

に改める。

第十五条第一項中「(昭和三十二年法律第六十四号)」を削り、「児童福祉施設」「施設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(身体障害者手帳の申請に要する経費)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第四項の規定により身体障害者手帳を交付した者に対して、政令の定めるところにより、交付の申請のための診断に要した費用を支給することができる。

第十六条第二項第二号中「第二十一条の十一」を「第十九条」に改める。

第十八条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に、「肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設」を「身体障害者更生援護施設」に改め、「身体障害者の収容」の下に「又は身体障害者による利用」を加え、同項第二号中「収容」の下に「又は利用」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の診査及び更生相談は、随時行なうほか、厚生省令の定めるところにより、少なくとも毎年一回、定期に行なうものとする。

第十八条第一項第三号中「若しくは他の地方公共団体」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 援護の実施機関は、前項第三号の措置に代えて、次の措置をとることができる。

一 身体障害者の収容又は身体障害者による利用を他の地方公共団体の設置する身体障害者更生援護施設に委託すること。

二 身体障害者の援護を職親(身体障害者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行なうことを希望する者であつて、援護の実施機関が適当と認めるものをいう。)に委託すること。

第二十条第一項中「盲人安全つえ」の下に「、点字器、盲人用タイプライター、テープレコーダー」を加える。

第二十一条の二の次に次の九条を加える。

(援護手当)

第二十一条の三 援護の実施機関は、政令の定めるところにより、重症身体障害者に対し、月額三千円を限度として援護手当を支給することができる。

(資金の貸付け)

第二十一条の四 都道府県は、身体障害者の更生を援助するため、身体障害者(その者に代わつてその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))がその世帯の生計を維持する場合にあつては、その配偶者であつて身体障害者でないものを含む。以下第五号を除き、この条において同じ。)に対し、次の各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 住宅を補修し、改築し、又は増築するのに必要な資金

三 身体障害者又はその者が扶養している児童(二十歳未満の者をいう。以下この条

において同じ。)が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 身体障害者又はその者が扶養している児童や修学(これに引き続く実地修練を含む。)に必要な資金

五 前四号に掲げるもののほか、身体障害者の更生のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該児童が二十歳に達した後でも、政令の定めるところにより、なお継続してその貸付けを行なうことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該資金の貸付けを受けている身体障害者が死亡したときは、政令の定めるところにより、当該児童(二十歳以上である者を含む。)がその修学、知識技能の習得等を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行なうことができる。

(償還の免除)

第二十一条の五 都道府県は、前条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は身体の障害の程度が増進し、若しくは精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(特別会計)

第二十一条の六 都道府県は、この法律による貸付金の貸付けを行なうについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金、貸付金の償還金(当該貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ。)及び附属雑収入をもつて歳入とし、貸付金及び貸付けに関する事務に要する費用をもつてその歳出とする。

3 前項に規定する貸付けに関する事務に要する費用の額は、同項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済みとなつたものの二分の一に相当する額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付け)

第二十一条の七 国は、都道府県がこの法律による貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における

未貸付額及びその後において支払いを受けた貸付金の償還金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令の定めるところにより、国に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付けの手續に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(政令への委任)

第二十一条の八 第二十一条の四から第二十一条の六までに定めるもののほか、貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他貸付金に関して必要な事項は、政令で定める。

(家屋改修費の補助)

第二十一条の九 都道府県は、身体障害者(十八歳未満の者であつて、十八歳以上であるとすれば身体障害者となるべきものを含む。)の日常生活が容易に行なわれるように家屋を補修し、又は改築する者に対し、当該補修又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(交通費の補助)

第二十一条の十 市町村は、更生医療の給付若しくは児童福祉法に定める育成医療の給付を受ける者又はこれらの給付に代えて費用の支給を受ける者に対し、当該給付又は当該支給に係る医療を受けるために必要な交通費の一部を補助することができる。

(重症身体障害者家庭奉仕員による世話)

第二十一条の十一 市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、重症身体障害者(十八歳未満の者であつて、十八歳以上であるとすれば重症身体障害者となるべきものを含む。以下同じ。)の家庭に重症身体障害者家庭奉仕員(重症身体障害者の家庭を訪問して重症身体障害者の日常生活上の世話を行なう者をいう。)を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

第二十五条第一項中「ほうき、はたき、ぞうきんその他」を削る。

第二十六条を次ように改める。

(補装具の研究開発)

第二十六条 国は、補装具の研究及び開発を行なうとともに、その研究及び開発を行なう者に対し、必要な助成をするように努めなければならない。

(更生意欲の増進のための事業)

第二十六条の二 国及び地方公共団体は、身体に障害のある者の更生の意欲の増進に資するため、教養講座、スポーツ、レクリエーションその他身体に障害のある者が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

(公共的施設の利用率等の減免)

第二十六条の三 国及び地方公共団体は、その管理する公共的施設を身体に障害のある者が利用する場合又はその主催する演芸、スポーツその他の催物を身体に障害のある者が観覧する等の場合には、当該利用料又は入場料を減免するように努めなければならない。

（公共的施設の構造についての特別の配慮）

第二十六条の四 国、地方公共団体、公共企業体等は、その設置する事務所、事業所、公園その他の公共的施設について、身体に障害のある者が容易に利用することができるような構造とするように配慮しなければならない。

（公営住宅に関する特別の配慮）

第二十六条の五 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による公営住宅の供給を行なう場合には、その構造、入居者の選考等について、身体に障害のある者の更生に資することとなるように特別の配慮をしなければならない。

（日本国有鉄道等の運賃割引）

第二十六条の六 日本国有鉄道その他旅客の運送を業とする者は、身体に障害のある者の更生に資するため、その必要の限度において、その者及びその介護者の旅客運賃の割引を行なうように努めなければならない。

（日本放送協会の受信料の免除）

第二十六条の七 日本放送協会は、身体に障害のある者の更生に資するため、その必要の限度において、その者又はその属する世帯の構成員が締結する受信契約に係る受信料を免除するように努めなければならない。

第二節 雇用の促進

（国の措置）

第二十六条の八 国は、身体に障害のある者の雇用の促進するため、適切な職業紹介、職業訓練の拡充、職業指導の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、身体に障害のある者の雇用の容易にするため必要な財政上及び金融上の措置を講ずるものとする。

（協力）

第二十六条の九 国及び地方公共団体は、身体に障害のある者の雇用の促進するため、相互に協力するものとする。

（雇用の義務）

第二十六条の十 国、地方公共団体、特別の法律により設立された法人その他事業を行なう者は、一定数の身体に障害のある者を雇用するようにしなければならない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（施設に関する特別の配慮）

第二十七条の二 国及び地方公共団体は、身体障害者更生援護施設における更生訓練と職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）に定める身体障害者職業訓練所におけ

る職業訓練とが相互に関連性をもつて行なわれるように、これらの施設の設置、運営等について適切な配慮をしなければならない。

第二十八条の二本文中「第十八条第一項第三号」の下に「若しくは第二項第一号」を、「紹介」の下に「若しくは委託」を加える。

第二十九条中「收容し、」の下に「又は通わせて、」を加え、「及び訓練を行う」を「訓練及び知識技能を与える」に改める。

第三十条中「收容し、」の下に「又は通わせて、」を加える。

第三十条の二中「收容し、」の下に「又は通わせて、」を加え、「及び訓練」を「訓練及び知識技能」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（結核後遺症者更生施設）

第三十条の三 結核後遺症者更生施設は、結核後遺症者を收容し、又は通わせて、その更生に必要な治療、訓練及び知識技能を与える施設とする。

（重症者療護施設）

第三十条の四 重症者療護施設は、重症身体障害者を收容し、その更生に必要な治療及び訓練を与るとともに、その保護を行なう施設とする。

第三十一条（見出しを含む。）中「身体障害者收容授産施設」を「身体障害者授産施設」に改め、「收容し、」の下に「又は通わせて、」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（コロニー施設）

第三十一条の二 コロニー施設は、身体障害者（十八歳未満の身体に障害のある者を含む。）の更生を援助するとともに、必要な保護を行なう総合的な施設とする。

（宿所提供施設）

第三十一条の三 宿所提供施設は、無料又は低額な料金で、宿所を必要とする身体障害者に対し、宿所を提供する施設とする。

第三十五条第二号中「及び第二十条」を「、第二十条及び第二十一条の三」に改め、「行政措置」の下に「（第十八条第二項第二号の規定により職親に委託する場合を除く。）」を加える。

第三十六条第四号及び第五号をそれぞれ同条第六号及び第七号とし、同条第三号中「及び第二十条」を「、第二十条及び第二十一条の三」に改め、「行政措置」の下に「（第十八条第二項第二号の規定により職親に委託する場合を除く。）」を加え、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第十五条の二の規定により都道府県知事が行なう費用の支給に要する費用

第三十六条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十一条の三の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談員の設置及び運営に要する費用

第三十六条の二中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、「收容」の下に

「又は身体障害者による利用」を加える。

第三十七条の見出し中「負担」を「負担及び補助」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村に対し、身体に障害のある者の更生に資するための事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十七条の二を次のように改める。

(国の負担及び補助)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用並びに前条第一項の規定により都道府県が負担する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第一号並びに第三十六条第一号及び第三号の費用については、その十分の十

二 第三十五条第四号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

三 第三十六条第二号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

四 第三十六条第七号の費用のうち、その設置に要する費用についてはその十分の五、その運営に要する費用についてはその十分の八

五 第三十五条第二号及び第三号並びに第三十六条第四号、第五号及び第六号の費用のうち、第十八条第二項及び第三項、第十九条、第二十条並びに第二十一条の三の行政措置に要する費用についてはその十分の八、その他の費用についてはその十分の五

六 前条第一項の規定により都道府県が負担する費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その三分の二

2 国は、前項に規定するもののほか、都道府県及び市町村に対し、この法律に定める身体に障害のある者の更生に資するための事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十八条第一項中「更生医療の給付が行われ、又は業者に委託して補装具の交付若しくは修理が行われる場合」を「身体障害者更生援護施設に委託して収容若しくは利用が行なわれ、更生医療の給付が行なわれ、又は業者に委託して補装具の交付若しくは修理が行なわれる場合」に、「指定医療機関」を「身体障害者更生援護施設、指定医療機関」に改め、同条第二項中「指定医療機関」を「身体障害者更生援護施設、指定医療機関」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第十八条及び第二十条に規定する行政措置（第一項に規定する行政措置を除く。）が行なわれた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該

措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(禁止行為)

第四十三条の四 何人も、不具奇形の者(十八歳未満の者を除く。)を公衆の観覧に供してはならない。

本則中第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 第四十三条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

別表第四号中「肢体不自由」の下に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、「前各号」を「1から5まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げる身体の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しく制限を受ける程度のもの

- 1 肺機能の障害
- 2 腎^{じん}機能の障害
- 3 心機能の障害
- 4 脳循環機能の障害
- 5 神経機能の障害

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第二条 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に、「第十五条」を「第十五条の二」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条第一項中「別表」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「福祉法」という。)別表」に改め、同条第四項中「若しくは地方公共団体又は」を「、地方公共団体、」に改め、「日本電信電話公社」の下に「又は国民金融公庫、日本住宅公団、労働福祉事業団その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)」を加える。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

(身体障害者就職指導官)

第五条の二 公共職業安定所に身体障害者就職指導官(以下「指導官」という。)を置く。

2 指導官は、公共職業安定所長の命を受け、専門的知識に基づいて、前三条に規定する事務のほか、身体障害者の職業紹介及び職業指導を行なう。

- 3 指導官は、前項の職務を行なうため必要があると認めるときは、福祉法に定める身体障害者福祉司（以下「福祉司」という。）の意見を聞くものとする。
- 4 指導官は、福祉法第九条の二第三項の規定により福祉司から意見が述べられた場合においては、これを尊重するものとする。
- 5 指導官は、福祉法第九条の二第四項の規定により福祉司から必要な措置をとるべきことを求められた場合においては、これを誠実に処理するものとする。

第十一条中「並びに日本専売公社」を「、日本専売公社」に改め、「総裁」の下に「並びに公庫等の長」を加え、「採用について」を「採用については」に、「未満である場合には、身体障害者である職員の数がその身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない」を「以上となるようにしなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 任命権者等は、当該機関に勤務する身体障害者である職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、政令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

第十二条第一項及び第二項中「前条」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「特に」を削り、「勧告することができる」を「勧告するものとする」に改める。

第十三条の見出しを「（雇用に関する雇用主の義務）」に改め、同条中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び公庫等」に改め、「以下同じ。」を削り、「雇用主」の下に「（以下「雇用主」という。）」を加え、「労働省令」を「政令」に、「以上であるように努めなければならない」を「以上となるようにしなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 雇用主は、当該事業所に常時使用する身体障害者である労働者の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、労働省令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な身体障害者の雇入れに関する計画を作成しなければならない。

第十四条を次のように改める。

（雇入れ状況の報告等）

第十四条 雇用主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項の計画及びその実施状況を公共職業安定所長に報告しなければならない。

- 2 公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、前条第二項の計画を作成した雇用主に対して、その適正な実施に関する事項を勧告するものとする。
- 3 公共職業安定所長は、前条第二項の計画が不相当であると認めるときは、当該雇用主に対してその変更を勧告するものとする。

第十五条第四項を次のように改める。

5 雇用主は、当該事業所に常時使用する重度障害者である特定職種の労働者の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、労働省令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な重度障害者の雇入れに関する計画を作成しなければならない。

6 前条の規定は、前項の計画について準用する。

第十五条第三項中「常時労働者を使用する事業所の」を削り、「労働省令」を「政令」に、「以上であるように努めなければならない」を「以上となるようにしなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「採用について」を「採用については」に、「未満である場合には、重度障害者である当該職種の職員の数がその重度障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない」を「以上となるようにしなければならない」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 任命権者等は、当該機関に勤務する重度障害者である特定職種の職員の数が前項の規定により算定した数未満である場合には、政令で定めるところにより、その数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な重度障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

第四章中第十五条の次に次の一条を加える。

(雇用給付金)

第十五条の二 国は、政令で定めるところにより、身体障害者を雇用している雇用主に対し、身体障害者一人につき月額五千円から一万円までの範囲内において、雇用給付金を支給する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(立入検査)

第二十五条 労働大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、その職員に、身体障害者を雇用している雇用主の事業所に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別表を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第三十九号の三及び第五十二号の四を削り、第五十二号の五を第五十二号の四とし、第五十四号の二の次に次の三号を加える。

五十四の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、医療機関を指定し、更生医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと。

五十四の四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに療養の給付及び更生医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

五十四の五 理学療法士又は作業療法士の養成施設を指定し、並びに理学療法士又は作業療法士の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

第五条中第六十三号の三を削り、第六十三号の四を第六十三号の三とする。

第六条第一項中「十局」を「十一局」に、「社会局」を
「社会局
更生福祉局」
に改める。

第十条第三号中「、理学療法士、作業療法士」を削り、次のただし書を加える。

ただし、他局の主管に属するものを除く。

第十二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第八号の二を第八号とし、同条の次に次の一条を加える。

（更生福祉局の事務）

第十二条の二 更生福祉局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行なうこと。
- 二 戦傷病者特別援護法を施行すること。
- 三 理学療法士及び作業療法士の身分及び業務について、指導監督を行なうこと。
- 四 リハビリテーションに関する事務の総合調整を行なうこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、身体に障害のある者の福祉を図ること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

第十四条の三中第四号の三を削り、第四号の四を第四号の三とする。

第二十九条第一項の表身体障害者福祉審議会の項中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

第三十八条中「四九、九五四人」を「五〇、〇七四人」に、「五〇、五七九人」を「五〇、六九九人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の身体障害者福祉法第十五条の二の規定は、この法律施行前に身体障害者手帳を交付した者に対しては、適用しない。

3 この法律による改正前の社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に基づき設置された結核回復者後保護施設でこの法律施行の際現に存するもののうち、国及び地方公共団体の設置するものは、この法律による改正後の身体障害者福祉法に基づき設置された結核後遺症者更生施設と、その他のものは、この法律による改正後の社会福祉事業法に基づき設置された結核後遺症者更生施設とみなす。

（職業安定法の一部改正）

4 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「指示を受けた者」の下に「（身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）第五条の二に規定する身体障害者就職指導官による職業指導を受ける者を除く。）」を加える。

（児童福祉法の一部改正）

5 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第一項中「盲人安全つえ」の下に「、点字器、盲人用タイプライター、テープレコーダー」を加える。

第二十七条第一項第三号中「教護院」の下に「若しくは身体障害者福祉法に規定する重症者療護施設若しくはコロニー施設」を加え、同条第三項中「児童福祉施設」を「施設」に改める。

第三十条の二中「並びに前条第一項に規定する者」を「、前条第一項に規定する者並びに重症者療護施設及びコロニー施設の長」に改める。

第三十四条第二項中「又は教護院」を「若しくは教護院又は重症者療護施設若しくはコロニー施設」に改め、「第四十四条まで」の下に「又は身体障害者福祉法第三十条の四若しくは第三十一条の二」を加える。

第四十六条の二及び第四十七条中「児童福祉施設」の下に「、重症者療護施設及びコロニー施設」を加える。

第四十八条第一項中「及びし体不自由児施設」を「、し体不自由児施設、重症者療護施設及びコロニー施設」に改める。

第四十九条の二中「児童福祉施設」の下に「、重症者療護施設又はコロニー施設」を加える。

第五十条第七号中「最低基準」の下に「又は身体障害者福祉法第二十八条第一項の基準」を加え、「又は教護院」を「、教護院、重症者療護施設又はコロニー施設」に改める。

（国立身体障害者更生指導所設置法の一部改正）

6 国立身体障害者更生指導所設置法（昭和二十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「収容し」の下に「、又は通わせて」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

- 7 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の二中「雇入れに関する計画の作成を命ずること」を「採用若しくは雇入れに関する計画の適正な実施又は雇入れに関する計画の変更について勧告すること」に改める。

第十条第一項第三号の二中「又は」を「若しくは」に、「に關すること」を「の適正な実施又は雇入れに関する計画の変更について勧告すること」に改める。

第二十二條の表中「二五、〇九六人」を「二五、五五四人」に、「二五、三一三人」を「二五、七七一一人」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

- 8 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「又は身体障害者収容授産施設」を「、結核後遺症者更生施設、重症者療護施設、身体障害者授産施設又はコロニー施設」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 削除

第二条第三項第三号中「補装具製作施設」を「宿所提供施設、補装具製作施設」に改める。

第十条第三項中「身体障害者」を「身体に障害のある者」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

- 9 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「就職促進指導官」の下に「(身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第一項に規定する身体障害者にあつては、同法第五条の二第一項の身体障害者就職指導官)」を加える。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

- 10 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、「及び身体障害者収容授産施設」を「、結核後遺症者更生施設、重症者療護施設、身体障害者授産施設及びコロニー施設」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

- 11 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十條の見出し中「母子福祉法」を「身体障害者福祉法等」に改め、同条第一項中「母子福祉法」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)又は母子福

祉法」に、「同法第十四条第一項」を「身体障害者福祉法第二十一条の七第一項又は母子福祉法第十四条第一項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第三項中「母子福祉法」を「身体障害者福祉法第二十一条の七第一項又は母子福祉法」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

12 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「盲人安全つえ」の下に「、点字器、盲人用タイプライター、テープレコーダー」を加える。

理 由

身体に障害のある者の福祉を増進するため、国及び地方公共団体の責務の明確化、身体障害者の範囲の拡大、重症身体障害者に対する援護、福祉事務所における身体障害者福祉司の設置の義務づけ及び身体障害者福祉司の業務範囲の拡大等の措置を講じ、また身体障害者更生援護施設の整備、資金の貸付けその他更生の援助等の措置の拡充等を行なうとともに、身体障害者就職指導官の設置、身体障害者の雇用に関する義務、雇用給付金の支給等、身体障害者の職業の安定に関して必要な事項を定めるほか、厚生省に更生福祉局を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、総額約三百五十億円の見込みである。